

男女いきいき・子育て応援推進講師派遣事業実施要領

1 目的

この要領は、男女いきいき・子育て応援宣言企業総合支援事業実施要領の8「支援措置」における講師の派遣に関して、必要な事項を定めるものとする。

2 講師派遣の対象

「男女いきいき・子育て応援宣言企業」として県が登録している企業等（以下「企業等」という。）が、以下の取り組みを推進するために諸規程や計画等を整備する場合、若しくは研修会やセミナー等を開催する場合に、専門的な知識や経験を有する者を「男女いきいき・子育て応援推進講師」として派遣する。

- ①女性の能力活用
- ②仕事と家庭の両立支援（子育て応援）
- ③男女がともに働きやすい職場づくり
- ④県民の子育て支援

3 講師派遣に要する費用の負担

県は、予算の範囲内で講師の派遣に要する費用（講師に対する謝金）を負担する。

ただし、1企業等につき当該年度2回までとし、合計50,000円（所得税相当額を含む）を上限とする。

4 講師派遣の申請

講師の派遣を受けようとする企業等は、男女いきいき・子育て応援推進講師派遣申請書（様式第1号）（以下「派遣申請書」という。）を山形県子育て推進部青少年・男女共同参画課長（以下「課長」という。）に提出するものとする。

5 講師派遣の決定

課長は派遣申請書を審査し、適当と認められるときには講師に対し派遣依頼を行うとともに、企業等に対して男女いきいき・子育て応援推進講師派遣決定通知書（様式第2号）により通知する。

6 講師派遣の実施

派遣が決定した企業等は、直接講師と連絡調整を行い、円滑な事業の実施ができるよう配慮するものとする。

7 完了報告及び派遣に要する費用の支払い

(1) 企業等は、講師の派遣を受けた事業の終了後、速やかに男女いきいき・子育て応援

援推進講師派遣完了報告書（様式第3号）を課長に提出するものとする。

（2）県は、派遣完了報告書により、適正に講師の派遣事業が完了したことを確認した上で、講師に対し派遣にかかる謝金を支払う。

8 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項については別に定める。

附 則

この要領は、平成21年 1月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年 4月 1日から施行する。